

令和5年度  
地域バイオコミュニティの形成  
公募要領

内閣府

令和5年9月

## 1. 公募目的

2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会<sup>1</sup>を実現するためには、我が国の強みや世界の潮流、市場の成長性を考慮して設定した9つの市場領域<sup>2</sup>の拡大が鍵です。それに向けて、国内外から人材・投資を呼び込み、各市場領域における製品・サービスの提供体制を強化し、世界市場に進出するための方策が求められています。

このため、「バイオ戦略2019」<sup>3</sup>、「バイオ戦略2020（基盤的施策）」<sup>4</sup>、「バイオ戦略2020（市場領域施策確定版）」<sup>5</sup>及び「バイオ戦略フォローアップ」<sup>6</sup>では、国際拠点を中核として各地域をネットワーク化し、世界最高レベルの研究環境と海外投資も活用できる事業化支援体制を組み合わせ、国際連携・分野融合・オープンイノベーションを基軸に据え、国内外から人材・投資を呼び込めるシステムを整備する「バイオコミュニティの形成」を掲げています。

これを踏まえ、本公募では、地域に応じた特色あるバイオ分野の取組を展開する「地域バイオコミュニティ」について、第三弾<sup>7</sup>の認定又は登録を行い、以下のあるべき姿の実現を図ります。

- 地元の大学等と企業・農林漁業者等との協業により、地域の課題解決に資するバイオ関連事業を推進する
- 地域の特色を生かした取組の成果を広く情報発信することで、他の地域との連携を促進するとともに、世界から注目を集める
- 地域として注力する市場領域を明確化した上で取組を展開し、対象の市場領域を発展させ、世界市場に進出するとともに、雇用創出等により地域経済を活性化する

## 2. 公募内容

### (1) 公募概要

本公募では、地域バイオコミュニティとして認定されることを希望するバイオコミュニティ（既に育成バイオコミュニティとして登録されているものを含む。）の提案を募集し、審査・選定を行います。応募に際しては、内閣府が令和3年3月に公表した「バイオコミュニティの形成に関する基本的考え方」<sup>8</sup>を必ず踏まえてください。

<sup>1</sup> バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を利活用し、持続的で、再生可能性のある循環型の経済社会を拡大させる概念。

<sup>2</sup> ①高機能バイオ素材（軽量性、耐久性、安全性）、②バイオブラスチック（汎用プラスチック代替）、③持続的一次生産システム、④有機廃棄物・有機排水処理、⑤生活習慣改善ヘルスケア、機能的食品、デジタルヘルス、⑥バイオ医薬・再生医療・細胞治療・遺伝子治療関連産業、⑦バイオ生産システム<工業・食料生産関連（生物機能を利用した生産）>、⑧バイオ関連分析・測定・実験システム、⑨木材活用大型建築・スマート林業

<sup>3</sup> 令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定

<sup>4</sup> 令和2年6月26日統合イノベーション戦略推進会議決定

<sup>5</sup> 令和3年1月19日統合イノベーション戦略推進会議決定

<sup>6</sup> 令和3年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定

<sup>7</sup> これまで、まず、2021年6月に第一弾となる4件の地域バイオコミュニティを認定したほか、2022年4月に東京圏と関西圏のグローバルバイオコミュニティ、2022年12月に地域バイオコミュニティ第二弾となる2件の地域を認定した。

<sup>8</sup> [https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/community\\_r3.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/community_r3.pdf)

## (2) 認定・登録の種類

地域バイオコミュニティとして認定されることを希望するバイオコミュニティの提案を審査し、「地域バイオコミュニティ」の認定及び「育成バイオコミュニティ」の登録を行います。具体的には、認定を受けようとするバイオコミュニティのうち、申請し審査を通過したものが「地域バイオコミュニティ」として「認定」を受けます。認定されなかったものの、今後の成長が期待されると判断された場合には、「育成バイオコミュニティ」として「登録」することが可能です。



今回の地域バイオコミュニティの公募では、申請数を踏まえつつ、認定する予定です。

## (3) 認定された地域バイオコミュニティへの支援

地域バイオコミュニティに対しては、以下のような施策をパッケージとして総動員することにより、成長を強力に支援します。

- 国とバイオコミュニティとの意見交換
- 中央におけるバイオコミュニティ全体のコミュニティ化
- バイオコミュニティに資する国の各種施策の最適な活用
- 認定ロゴマークの使用権付与
- バイオコミュニティに対する成熟度の評価と助言
- 国等による国内外への情報発信
- 適切なタイミングでの研究成果の開示の条件化など、研究アイデアを信用できる者が個別に共有する仕組みの検討
- バイオコミュニティにおける効果的な水平分業の促進（CMO や CDMO 等の活用）

## (4) 登録された育成バイオコミュニティへの支援

育成バイオコミュニティに対しては、国が公表するバイオコミュニティの登録リストへの掲載のほか、有識者助言等の認定支援を適宜実施します。

### 3. 審査方法

#### (1) 審査基準

地域バイオコミュニティの選定に当たっては、バイオコミュニティの活動に集中的に取り組むことができる体制を整備する観点から、地域バイオコミュニティが備えるべき要素として設定された以下の認定要件を満たしているかを審査します。

#### **ア 市場領域の拡大に向けて生かすべき、世界で通用しうる「強み」を有すること**

「強み」については、他の地域との比較の中で実績又はポテンシャルのある科学的基盤又は産業的基盤（地場産業を含む。）が少なくとも一つは必要

#### **イ バイオコミュニティを構成する主要な主体（研究開発機関、地元企業・農林漁業者、自治体等）が揃っており、かつ、それら主体の責任ある関与を確実にするキーパーソンを巻き込んでいること**

「主要な主体」については、世界から注目を集めるポテンシャルのある主体が少なくとも一つは必要。他方、必ずしも全ての主体が地域内にある必要はなく、地域外の主体との密接な連携の確約をもって代えることが可能

#### **ウ ネットワーク機関がバイオコミュニティの調整・連携機能等を担う能力を有すること**

「ネットワーク機関」については、地方自治体、大学、民間組織等を含むコンソーシアム等の団体であることが要件

#### **エ バイオコミュニティとしての自らのあるべき姿を定め、その実現に向けた具体的な実施計画を有すること**

「実施計画」については、市場領域ロードマップや国の各種施策等との関連性を明らかにするとともに、経済成長への貢献（雇用・生産性等）及び社会課題解決への貢献（脱炭素やプラスチック削減といった持続可能な開発目標（SDGs）や循環社会への移行の状況、パンデミックや自然災害の対策等）に関する目標を盛り込むことで、今後のビジョンをバイオコミュニティ内外に共有できるものとする。これにより、人材・投資の呼び込み等につなげ、目標を達成するストーリーが予見できるよう策定

地域バイオコミュニティとして認定されることを希望するバイオコミュニティは、これらの要件を踏まえ、バイオコミュニティとしてのポテンシャルや成熟度を客観的に測定するためのデータ・指標等を併せて提出することとします。

また、認定された地域バイオコミュニティは、デジタル社会の実現に向けた国の取組を踏まえ、バイオコミュニティにおけるデータの共有・利活用を促進する仕組みの整備を図ることと

します。

## （２）審査委員会における審査

外部有識者を含む審査委員会により、地域バイオコミュニティの審査を行います。審査委員会における審査は、外部からの影響を排除するとともに、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から、非公開で行います。具体的には、応募された提案ごとに、審査委員会において、別紙１の審査要項に示す評価項目及び評価の主な観点等に基づき、書面審査及び代表者等に対する面接審査を総合的に実施します。

面接審査は、書面審査によって選定された提案にのみ実施します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

## （３）結果通知・公表

応募者には、書面審査・面接審査後、それぞれ可及的速やかに結果を通知し、最終的な選定結果の公表を行います。認定・登録に当たっては、審査を踏まえ、バイオコミュニティにおける活動内容や体制等に関し、条件を付すことがあります。応募者との調整を経ても条件に合意できない場合は辞退とみなします。なお、選定過程に係る情報は公表しません。

## （４）実施報告等

実施計画の実施状況について、認定された地域バイオコミュニティには原則として毎年度、また、登録された育成バイオコミュニティには必要に応じ、それぞれ報告を求めます。

認定・登録は、2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現する観点から、内閣府が政策上必要と判断する期間にわたり、バイオコミュニティが取消しを希望しない限り、継続するものとします。ただし、取組が不十分と認められる場合には、認定・登録を取り消すことがあります。

なお、グローバルバイオコミュニティの圏内に含まれると審査で判断された地域バイオコミュニティがある場合、当該地域バイオコミュニティは、原則としてグローバルバイオコミュニティに統合するものとします。すなわち、地域バイオコミュニティの機能はグローバルバイオコミュニティの中にもサブコミュニティのように含まれるものの、両方に重複して認定されることはありません。

## 4. 応募要件

本公募の対象となる応募者が満たすべき要件は、以下のとおりとします。各バイオコミュニティの調整・連携機能等を担う機関（ネットワーク機関）が応募者となり、認定を受

けようとするバイオコミュニティ内の連名する構成主体を取りまとめ、代表して申請してください。

- ① 地方自治体、大学、民間組織等を含むコンソーシアム等の団体<sup>9</sup>であること
- ② 法令や公的機関との契約等に違反する事実や税金の滞納等がないこと
- ③ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと
- ④ 暴力団に該当せず、又は法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと
- ⑤ その他、本事業を行うにふさわしくないと判断されるような事実を有していないこと

## 5. 応募方法

応募者は、以下の内閣府ウェブサイトから「提出様式」をダウンロードし、その他必要添付書類等を準備の上、期日までに提出してください。

### (1) 応募手順

- ① 以下の内閣府ウェブサイトから「提出様式」を確認してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/index.html>

申請書表紙.docx	1部
申請様式.pptx	1部

- ② 以下の内閣府ウェブサイトから事前登録フォームに登録し、後日返信される電子メールにて提出先となる電子メールアドレスをご確認ください。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0715.html>

- ③ 応募書類に必要な事項を記入し、公募締切までに電子メールで提出してください。

### (2) 留意事項

- ① 未記入や応募要件を満たしていないなど、不備がある応募書類は受理できません。
- ② 提出された応募書類は返却しません。
- ③ 応募内容に関し、記載に虚偽があることが明らかになった場合には、認定・登録を取り消す場合があります。

---

<sup>9</sup>複数の組織体を含むことやコンソーシアムの形態をとることを必ずしも求めるものではなく、ネットワーク機関として適切に役割を果たしうる限り、地方自治体等の組織体が単独でネットワーク機関となることも可能です。

### (3) 個人情報の取扱い

応募者は、応募書類の提出をもって、入力した個人情報が内閣府及び審査委員会に提供されることに同意するものとします。

### (4) 提出期限

令和5年10月31日（火）17:00 まで【厳守】

## 6. スケジュール

主な日程は以下の予定です。

書類審査期間以降については、今後変更となる場合があります。

募集開始	令和5年9月20日（水）
募集説明会※	令和5年10月3日（火）
応募書類の提出期限（募集締切）	令和5年10月31日（火） 17:00
書面審査期間	令和5年11月中旬～下旬
面接審査期間	令和5年12月上旬～中旬
選定結果の通知・発表	令和5年12月下旬頃

※詳細は内閣府のウェブサイトに掲載します。

## 7. 問合せ先

本公募に関する質問等の問合せは、令和5年10月31日（火）17:00 まで下記事務局で受け付けます。ただし、選定の経過等に関する問合せには一切応じられません。

事務局 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局  
参事官（重要課題（バイオ）担当）付（担当：松本、仁科）  
電話番号：03-6910-2049（代表）

## 令和5年度 地域バイオコミュニティの形成 審査要項

### 1. 審査方法

外部有識者を含む審査委員会において、別添の「評価項目及び評価の主な観点」に基づき、書類及び面接により審査を行い、合議により地域バイオコミュニティの認定及び育成バイオコミュニティの登録を最終決定する。

#### (1) 書面審査

- 書面審査において、審査委員会は、提出された応募書類に対し、「評価項目及び評価の主な観点」に基づき審査を行う。
- 各提案に対する審査委員会構成員（以下「構成員」という。）の各々の評価を基に、合議により面接審査の対象となる候補を選定する。面接審査の対象となる候補数は、申請数を踏まえて決定する。

#### (2) 面接審査

- 面接審査において、審査委員会は、各提案の代表者等からプレゼンテーションを受け、「評価項目及び評価の主な観点」に基づき審査を行う。必要に応じて面接対象者を追加する場合もある。
- 各提案に対する構成員の各々の評価を基に、合議により地域バイオコミュニティの認定及び育成バイオコミュニティの登録を最終決定する。

### 2. 審査結果の通知及び公開

#### (1) 審査結果の通知

認定・登録に当たっての条件が付された場合には、当該提案の代表者等と調整を行い、提案内容を修正した上で、認定・登録を決定する。認定・登録決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知する。

#### (2) 審査結果の公開

認定・登録決定後、内閣府ウェブサイトへの掲載等により、地域バイオコミュニティ及び育成バイオコミュニティの概要を公開する。



### 3. 利害関係者の排除

評価に関する利害関係者の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 構成員は、応募者であるネットワーク機関及び連名する構成主体（以下「応募者等」という。）との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合には、その応募者等の審査に加わらないものとする。その他、内閣府又は審査委員会において、審査に加わらないことが適当であると判断された場合にも、審査に加わらないものとする。

- ① 応募書類の中に、何らかの形で構成員自身が参画する内容の記載がある場合
- ② 応募者等と親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係にある場合
- ③ 応募者等と大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科・専攻等又は同一の企業に所属している場合
- ④ 応募者等と緊密な共同研究を行う場合（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆又は同一目的の研究會メンバーなど、応募者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる場合）
- ⑤ 応募者等と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
- ⑥ 応募者等と提案の採否又は審査が構成員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立関係又は競争関係にある場合

(2) 構成員は、審査開始までに、利害関係を有している場合には、書面で内閣府に報告し、その利害関係を有している応募者の審査から外れる。

### 4. 秘密保持

構成員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこととする。また、構成員として取得した情報（応募書類等の各種資料を含む。）については、厳重に管理することとする。

## 評価項目及び評価の主な観点

内閣府が令和3年3月に公表した「バイオコミュニティの形成に関する基本的考え方」に合致した内容であることを前提に、以下の観点等に基づき総合的に評価する。

### ア 市場領域の拡大に向けて生かすべき、世界で通用しうる「強み」を有すること

- 市場領域の動向のほか、研究開発から事業化までのイノベーション・エコシステムやバリューチェーンを勘案し、市場領域の拡大に向けて生かすべき「強み」となる科学的基盤又は産業的基盤（地場産業を含む。）を適切に分析しているか
- 「強み」となる科学的基盤又は産業的基盤（地場産業を含む。）について、海外との連携を含め、他の地域との比較の中で実績又はポテンシャルがあり、国内の市場のみならず世界で通用しうるものが少なくとも一つは認められるか

### イ バイオコミュニティを構成する主要な主体（研究開発機関、地元企業・農林漁業者、自治体等）が揃っており、かつ、それら主体の責任ある関与を確実にするキーパーソンを巻き込んでいること

- 適切な組織構成と役割分担の下、研究開発から事業化までのバリューチェーンを構築する観点から、地域外の主体との密接な連携を含め、バイオコミュニティを構成する上で必要十分な主体<sup>10</sup>が存在しているか
- 主要な主体について、リソースや実績を勘案し、世界から注目を集めるポテンシャルのあるものが少なくとも一つは認められるか、又は、そのようなポテンシャルを創出する基盤があるか
- 主要な主体について、必要な機能を担い取組を実行する能力を確保する観点から、適切なキーパーソンによる活動への貢献が見込まれているか

### ウ ネットワーク機関がバイオコミュニティの調整・連携機能等を担う能力を有すること

- バイオコミュニティ内の調整を担い、構成主体間の連携を促進し、課題を抽出・整理しつつ、地域の発展やブランド力の向上に向けた取組を推進するとともに、海外も含め関係構築の窓口として認知される観点から、ネットワーク機関が担おうとする機能は妥当か
- ネットワーク機関について、必要な機能を担い取組を実行する能力を確保する観

<sup>10</sup> 「バイオコミュニティの形成に関する基本的考え方」の8ページに示す「構成主体」を参考にしてください。

点から、適切なリソースと実績が認められるか

## エ バイオコミュニティとしての自らのあるべき姿を定め、その実現に向けた具体的な実施計画を有すること

- ・ 実施計画において、目標達成に向けたマイルストーンを含め、経済成長への貢献（市場規模・雇用・生産性等）及び社会課題解決への貢献（脱炭素やプラスチック削減といった持続可能な開発目標（SDGs）の達成や循環社会への移行の状況、パンデミックや自然災害の対策等）に関する適切な目標・指標が設定されているか
- ・ 現状と課題から見てあるべき姿を実現するために必要な取組を進める観点から、実施計画に含まれる具体的な方策は妥当か
- ・ 実施計画について、市場領域ロードマップや国の各種施策等との関連性を明らかにし、市場領域の拡大やバイオコミュニティの形成に資するよう、それらを効果的・効率的に位置付けているか
- ・ 実施計画について、今後のビジョンをバイオコミュニティ内外に共有することにより、人材・投資の呼び込み等につなげ、目標を達成するストーリーが予見できるものとなっているか

## オ その他

- ・ バイオコミュニティとして、デジタル社会の実現に向けた国の取組を踏まえ、バイオコミュニティにおけるデータの共有・利活用を促進する仕組みの整備を図ることが見込まれているか